

2020年OECD開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合コミュニケ
（ポイント）

令和2年11月12日
外務省開発協力企画室

（総論）

- 2030アジェンダに向けた進捗は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって頓挫。貧困削減や誰ひとり取り残さないための取組は停滞。特に女性や女兒の貧困が拡大。（パラ1）
- 「2021年版持続可能な開発のための資金調達に関するグローバル・アウトルック」は、2020年、途上国向け外部資金が7000億米ドルも減少すると予測。（パラ2）
- このような状況下でも、DACの優先課題が2030アジェンダ推進にあることは不変。グローバルな対応や強靱な多国間システムが必要。（パラ3）
- 今次危機によって、以前から存在していた不平等は深刻化し、誰ひとり取り残さないことは一層困難になった。我々は、ODA政策やプログラムにおいて、全ての人の不平等の解消に取り組んでいく。ジェンダー平等のための資金調達を強化することを目指す。（パラ4）

（喫緊の対応）

- 2020年4月に発出した共同声明のメッセージを繰り返す。保健や経済の危機、持続可能な開発に対するODAの重要な貢献を再確認すると共に、ODAの対GNI比0.7%目標を達成したメンバーもいることを認識。DACは、柔軟性を発揮し、ODA受益国のリストの改定を例外的に1年遅らせる措置に合意した。（パラ5）
- 供与された資金の悪用や不正腐敗の防止、使途の透明性や説明責任の確保が重要。COVAXファシリティを含むACTアクセラレーターを含め、ワクチン開発に向けた官民の取組を歓迎。全ての人のワクチン、治療薬及び診断薬への公平なアクセスを促進するための、知的財産権に係る自主的なライセンス供与を歓迎。（パラ6）

（より良く、グリーンな復興）

- DACは、市民社会、民間部門を含む全てのアクターと連携し、以下の分野においてSDGsを推進する。（パラ7）

（持続可能な開発に向けた新しい資金調達）

- 復興とSDGsの達成のために、新しくより多様な資金の動員が喫緊の課題。我々は、特に後発開発途上国に注意を払いつつ、ブレンディッド・ファイナンスの一層効果的な促進を含めて、持続可能な開発のための公的資金及び民間資金の動員方法を模索し続ける。（パラ8）
- 債務管理は、債務持続可能性を回復し、公的資金の制約を取り除く重要な最終手段であり、それをODAとして計上する方法に合意。持続可能な開発のための公的総支援（TOSSD）は透明性と説明責任を推進する重要な捕捉手法であり、その取組を歓迎。（パラ9）
- より多くの資金を導くためにODAの更なる活用が必要。DACメンバー、非DACドナー及び被援助国側の機関の間の協調を促す。我々は、途上国における国内資金の動員や公的資金の効果的かつ説明責任を果たせる形での活用を支持する。我々は、ODA以外の公的資金及び民間からの動員資金がSDG達成に貢献するよう努力する。（パラ10）

(気候、環境、開発)

- 低排出、気候に強靱な道筋、持続可能な復興は、全ての国にとって2030アジェンダを達成する上での重要な要素である。(パラ11)
- 我々は、ポストコロナ時代の開発政策やプログラムが、気候・環境に関する国際的な目標に整合するよう取り組む。質の高いインフラの促進等によって、途上国が、環境面において持続可能で、低排出であり、気候に強靱な開発に向けて移行できるよう支援する。我々は、普遍的なエネルギー・アクセス、貧困削減、気候変動、水及び持続可能な海洋、生物多様性と経済成長の関係、エネルギー・食料・水の連携を含め、経済、社会、環境という持続可能な開発アジェンダの三本柱の相互作用を一層考慮すべき。(パラ12)
- 我々は、DACメンバーが確認する日程に従い、メンバー主体のプロセスによって、開発のアプローチと気候・環境に関する国際的な目標を調整するための選択肢を検討する。気候・環境・生物多様性に配慮したODAの割合を増加させることの重要性を認識する。(パラ13)
- 小島嶼国特有のニーズに対応するよう政策やプログラムを改善し、強靱で持続可能な開発に向けた資金の獲得を支援する。(パラ14)

(効果的な開発)

- 我々は、受益国のオーナーシップ、透明性、説明責任、包摂的なパートナーシップ、成果への注力といった効果的な開発協力のための釜山原則へのコミットメントを再確認する。同原則がSDGs達成及び誰ひとり取り残さないために重要性を増していることを認識。(パラ15)

(人道と開発と平和の連携)

- 2019年2月の人道と開発と平和の連携に関するDAC勧告に従って、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応において、リスクの軽減や長期的な強靱性の構築に注力すべき。(パラ16)

(性的搾取、虐待、ハラスメントの根絶)

- 2019年7月のDAC勧告を含む開発協力・人道支援の分野における性的搾取・虐待・ハラスメント防止の進捗を歓迎する。(パラ17)

(DACによるアウトリーチおよびOECDにおける連携)

- 我々は、DACの価値観、ルール、スタンダード、ベスト・プラクティスを促進し、被援助国から学ぶ。また、開発の有効性を高めるため、我々は、DACメンバー以外の開発協力の供与国と政策対話を続ける。我々は、DACメンバー以外の開発協力の供与国に対し、透明性と説明責任を向上させるよう国際的なスタンダードや慣行を一層遵守するよう求める。(パラ18)

(市民社会との協働)

- 我々は、市民社会との協働に関する新しい政策文書を作成する。(パラ19)

(次回会合)

- 次回のハイレベル会合は2021年後半又は2022年前半に開催する。(パラ20)